

亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第10号

亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

亀山市水道事業給水条例（平成17年亀山市条例第138号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕（<u>法第16条の2第3項の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕（<u>法第16条の2第3項の厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16</p>

条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。